別記様式第十四（第二十四条関係）（表面）

若年定年退職者給付金相当額納付命令書

年　　月　　日

殿

（給付金管理者）

印

防衛省の職員の給与等に関する法律　第27条の13第１項
第27条の13第２項
第27条の13第３項　の規定により、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の受給者に対し既に支払われた給付金の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金　　円

（納付に係る細部の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。）

別記様式第十四（裏面）

（若年定年退職者の氏名）
（給付金の受給者の氏名）
（懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められる理由）
（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第24条の４で定める事情に関し勘案した内容についての説明）
（納付の事務を行う給付金支給機関）
（その他）

備考１　不要の文字は、抹消すること。

　　２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。